

## 1 財政改革に向けた取組の基本的な考え方

自主財源の大幅増は見込めないという認識のもと、**目標を設定し**、身の丈に合わせて歳入歳出構造を見直し、安定的に行政サービスを提供することができる**持続可能な財政基盤**を確立する。

歳入歳出構造を見直し、改善を進める間は、臨時の財源対策も組み合わせながら、赤字に陥らない財政運営を行うことはもちろんのこと、地方財政健全化法に規定された財政指標を健全な水準に維持する。

### (1) 目標

目標を設定して県債の新規発行額を抑制する。

地方財政健全化法に規定された財政指標を健全な水準に維持する。

プライマリー・バランスの黒字化を引き続き図り、財政健全化に一定の道筋を付けることができるように歳出の抑制と歳入の確保の目標を設定する。

### (2) 基本方針

徹底した内部努力、役割の明確化、選択と集中による歳出削減

県の役割を見直し、民間活力の活用を積極的に推進する。

小手先だけでなく、仕事の流れや仕組みそのものを見直す。

「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」という厳しい施策の選択を迫られている。事業の目的に立ち返り、その目的の達成度と手段となる施策の寄与の度合いなど、行政評価結果を活用して、全庁的に事務事業の見直しに取り組む。

数値目標の設定

数値目標と期限を掲げて進行管理を行う。

## 2 健全な財政運営の推進

分権改革及び県庁改革の主な取組について、その目標額を、**徹底した内部努力、選択と集中による施策の見直し、自主財源の確保**の3つの項目ごとに整理し、その進行管理をする。

併せて、国に対して、本来交付されるべき金額が十分交付されていない国庫補助金の適正化など、**超過負担の解消**を求める。

また、全国的な自治体財政の悪化などを背景に、平成19年6月、**地方財政健全化法（ 1 ）**が成立したが、同法で規定された**財政指標を健全な水準に維持**できるような財政運営を図っていく必要がある。

さらに、**公会計制度の改革（ 2 ）**を推進するため、県の資産と債務の状況を的確に把握するとともに、財政状況を県民により分かりやすい形で説明、情報提供していく。

### 《 目標額の設定 》

区 分
徹底した内部努力 総人件費の抑制（定数削減、給与の適正管理） 県関係団体への関与縮小 等
選択と集中による施策の見直し 行政評価制度を活用した事務事業の見直し 公共工事のコスト縮減 等
自主財源の確保 県税徴収率の向上 その他自主財源の確保 等

## 1 地方財政健全化法（正式名：地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

地方財政の健全化を目的に平成 19 年 6 月成立。財政指標の公表に関する規定は平成 19 年度決算から適用。

自治体は毎年度、財政の健全性を示す指標として、実質赤字比率（普通会計の赤字）、連結実質赤字比率（公営企業を含む全会計の赤字）、実質公債費比率（県債償還の財政負担）、将来負担比率（公営企業、出資法人等まで含む将来負担すべき実質的負債）を公表。

財政指標の特徴は、「普通会計だけでなく、公営企業や出資法人等までモニタリングの対象を拡大」、「単年度フローだけでなく、ストック面にも着目」という点。財政状況の悪化を早い段階で把握し、健全化に取り組む仕組みとしている。

4 つの指標のいずれかが早期健全化基準を超える場合、財政健全化計画を策定し、外部監査を実施。計画の実施状況を毎年度議会に報告・公表。早期健全化が著しく困難と認められる場合は総務大臣の勧告がありうる。

上記 ～ のいずれかの指標が財政再生基準を超える場合、財政再生計画を策定し、外部監査を実施。計画が総務大臣の同意を得れば一定条件の県債の起債は可能だが、予算編成等に総務大臣の監督を受け、県の自由裁量は事実上なくなる。

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	3.75%	5%
連結実質赤字比率	8.75%	15%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	400%	-

連結実質赤字比率の財政再生基準の経過措置（20～21年度決算 25%、22年度決算 20%）

## 2 公会計制度の改革

国が全国の地方自治体に示した「地方行革新指針」（平成 18 年 8 月）において、地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）の平成 21 年度までの実施が求められている。

会計書類については、発生主義の活用、複式簿記の考え方の導入を図り、自治体単体及び関連団体等を含む連結ベースで、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の整備の推進に取り組むこととされている。

また、資産・債務改革（未利用財産の売却促進、資産の有効活用等）の方向性と具体的な施策を策定する必要がある。

個別取組事項

重点 18

182

歳出の抑制と歳入の確保（目標額の設定）（毎年度）

関係部局

当初版 185

歳 歳

プライマリー・バランスの黒字化（ ）を図るため、歳出の抑制と歳入の確保の目標を設定する。

「プライマリー・バランスの黒字化」とは、「県債を除く歳入 > 公債費（元利償還金・公債諸費）を除く歳出」となることであり、行政サービスを借金に頼らない範囲で実施している状態をいう。家計で例えると、生活費などの出費を借金せずに収入でまかなえる状態を表す。

数値目標

【行革効果 当初計画】

【 】は関連する個別取組事項の番号（見直し後）

区 分	目 標 額		主な取組（個別取組事項）
	17～19年度累計	17～22年度累計	
徹底した内部努力	400億円	1,200億円	県関係団体に対する財政支出の削減【031】 知事部局等と教育の事務部門の職員定数の削減【074】 教職員定数の適正管理【075】 総人件費の抑制【076】 給与制度の適正化【077】 各種手当のあり方の見直し【078】
選択と集中による 施策の見直し	400億円	1,200億円	行政評価制度の活用による事務事業の見直し【105】 公共工事のコスト縮減【106】
自主財源の確保	100億円	300億円	自主財源の確保【117】 県税徴収率の向上【118】 県有財産の適正な処分の促進【121】
計	900億円	2,700億円	

目標額は、県自らの行革努力による効果額をいい、外部要因による自然減などは除く。また、選択と集中による施策の見直しについては、ソフト事業は施策の重点化による事務事業費の抑制、ハード事業は、道路、河川等の基盤整備事業で、国の公共工事の抑制方針や県のコスト縮減効果等を反映して、当面平成17年度当初予算と同程度の抑制により19年度まで削減することで積算。

【行革効果 後期取組計画】

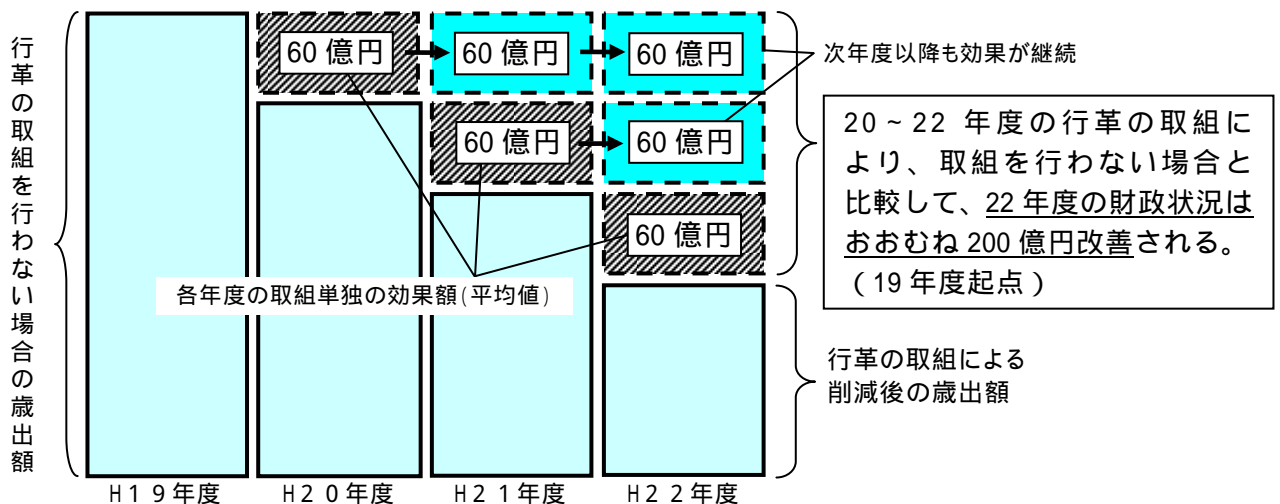
前半からの取組を具体化・発展させ、また新規の取組を追加することにより、後半3年間（平成20～22年度）の行革効果額として、各年度平均でおおむね60億円を確保する。これにより、22年度の財政状況は、行革の取組を行わない場合（19年度起点）と比較して、おおむね200億円改善される。

区 分	後半（20～22年度）の取組による 22年度における行革効果（目標額） （後半の取組を行わない場合 （19年度起点）と比較）
徹底した内部努力	100億円
選択と集中による 施策の見直し	85億円
自主財源の確保	15億円
計	200億円

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画	当初	毎年度実施			900億円 抑制・確保		2,700億円 抑制・確保
	見直し	(プライマリー・バランス) 16年度 1,600億円超			8割超を解消 (250億円程度)		黒字化
					毎年度実施		20～22年度の取組により、22年度に200億円抑制・確保
		(プライマリー・バランス) 16年度 1,600億円超			黒字化達成		

		17年度～19年度			
実績	前半3年間(17～19年度)には、職員定数の削減、給与制度のあり方の見直し、行政評価制度の活用による事務事業の見直しなどの取組の結果、歳出の抑制と歳入の確保の目標額900億円に対して、1,185億円の効果を上げることができた。				
	その効果もあり、プライマリー・バランスの黒字化は、22年度における達成目標より2年早い20年度当初予算において達成することとなった。しかし、法人事業税の一部国税化の影響により21年度以降は再び悪化する見込みである。				
< 17～19年度の行革効果 >					
徹底した内部努力		537億円			
選択と集中による施策の見直し		471億円			
自主財源の確保		177億円			
合計		1,185億円			

### 行革効果額(累積効果額)のイメージ



行革効果には「自主財源の確保(歳入増)」もあるが、上図は全効果を歳出減に置き換えたイメージ。個別取組事項の多くは、「職員定数削減」のように次年度以降も効果が継続する(削減を復元することはない)が、中には「県有財産の売却」(歳入増)のように効果が単年度限りの場合もある。

183


超過負担分の解消（毎年度）

関係部局

当初版 186

業績

本来交付されるべき金額が十分交付されていない国庫補助金の適正化などを国に求めていく。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計 画	当 初						
		毎年度実施					

		17年度～19年度					
実 績		特定疾患治療研究費における都道府県の超過負担を早期に解消することについて、厚生労働省へ要望を行った。 < 18年度一般財源超過負担額 > 538,147千円(国庫補助金の(本来交付額に対する)交付率(愛知県)58.7%) 統計専任職員費(人件費)に係る国庫補助金について、統計専任職員の年齢構成及び給与支給実態に合わせて引き上げるよう総務省へ要望を行った。(全国都道府県統計主管課で構成する、都道府県統計連絡協議会において毎年実施) < 18年度一般財源超過負担額 > 183,973千円(国庫補助金の(本来必要な交付額に対する)交付率(愛知県)73.1%)					

重点 19


184

地方財政健全化法等を踏まえた財政運営の推進（毎年度）

関係部局

新規取組

地方財政健全化法や国の指針等の趣旨を踏まえ、健全な財政運営を推進する。  
 < 取組内容 >  
 地方財政健全化法に規定された4指標をはじめとする財政運営指標を健全な水準に維持  
 財政指標を含め、県の財政状況を県民により分かりやすい形で公表・説明  
 県の資産の実態と財政状況を的確に把握し、財政情報のわかりやすい開示・提供を行うため公会計制度の改革を推進

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計 画							
		毎年度実施					

### 3 財政の弾力性の確保

経常的経費（ ）が増加すると、それ以外の施策に充てることのできる財源が相対的に少なくなるため、財政は硬直化する。経常的経費のうち、人件費、公債費及び社会保障費の3種類は義務的経費とも言われ、一般財源を充当している割合も高く、財政の健全化のための課題となっている。

特に公債費は、過去の県債の大量発行の影響から今後も確実に増加が見込まれる。

そこで、県債の新規発行額の抑制など、公債費についての長期的なコントロールに努め、財政の弾力性を確保して持続可能な財政基盤の確立に取り組む。

経常的経費

人件費、物件費、維持補修費、社会保障費（扶助費）、補助費等、公債費の6費目

#### 個別取組事項

##### (1) 県債の新規発行の抑制

185

プライマリー・バランスの黒字化（22年度まで）

総務部

当初版 187

継続

平成22年度において、県債を除く歳入が、過去の県債に係る公債費（元利償還金と公債諸費）を除く歳出を上回る状態である、プライマリー・バランスの黒字化を目指す。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計	当	250億円程度					黒字化
画	初						

		17年度～19年度					
実	績	前半3年間（17～19年度）における行革の取組効果などにより、プライマリー・バランスの黒字化は、22年度における達成目標より2年早い20年度当初予算において達成することとなった。しかし、法人事業税の一部国税化の影響により21年度以降は再び悪化する見込みである。					

重点 20

186

県債の新規発行額の抑制（財政健全化債等の県債活用の計画的抑制を含む）（毎年度）

総務部

当初版 188

業績

公債費の上昇を長期的に抑制するため、国の事情で発行せざるを得ないものを除いた県債の新規発行額の抑制に取り組む。

**数値目標** ▶ 歳入に占める通常県債（国の事情で発行せざるを得ないものを除く）の割合（県債依存度）を、平成16年度当初予算（借換債を除く）における10.4%から、22年度には6%台になるように抑制する。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計 画	当 初	—————▶					県債依存度6%台
	見 直 し	—————▶					

		17年度～19年度		
実 績		毎年度の予算編成において、県債の新規発行額の抑制に取り組んだ。		
		< 県債依存度（当初予算、借換債を除く） > 17年度 7.7%    18年度 7.8%    19年度 7.7%		

(2) 円滑な資金調達

187

市場公募債の増発（毎年度）

総務部

当初版 190

業績

資金需要に弾力的に対応できる銀行借入資金を適切に組み合わせつつ、有利かつ安定的な資金調達を図るため、市場動向に合わせて市場公募債を円滑に発行する。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計 画	当 初	実施					
	見 直 し	—————▶					

		17年度～19年度		
実 績		17年度から市場公募債の発行を増やした。		
		< 市場公募債の発行額（県債発行総額中の割合） > 県営住宅分を除く一般会計ベース（借換債含む）、19年度は当初予算ベース 16年度 1,600億円（31.9%）    17年度 2,500億円（73.3%） 18年度 2,400億円（58.1%）    19年度 2,400億円（59.2%）		



188


引受機関の充実強化（毎年度）

総務部

当初版 192

継続

金融機関の再編などの動向を見据えながら、コスト低減とともに、安定的な調達が可能となる県債引受シンジケート団の組成を定期的に見直す。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計 画	当 初	 毎年度実施					

		17年度～19年度					
実 績		県債引受シンジケート団の組成について、適宜見直しを実施した。					

189


情報提供の充実（毎年度）

総務部

当初版 193

継続

市場からの資金調達の機会が増大するのに応じて、I R（投資家向け広報）活動が重要となることから、効果的な実施を狙ったスモールミーティング方式のI R活動の拡大などにより、活動を一層充実させる。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計 画	当 初	 毎年度実施					

		17年度～19年度					
実 績		I R（投資家向け広報）の倍増、ホームページによる広報の充実（I R資料の充実、取扱金融機関や問合せ先の紹介）を行った。 < I Rの実績 > 16年度 4回    17年度 6回    18年度 10回    19年度 10回（予定）					

（3）減債基金からの繰入運用のあり方の見直し

190

減債基金からの一時借入の見直し（毎年度）


総務部

当初版 195

継続

当初予算での財源不足を補うための減債基金からの一時借入については、縮小してきたところである。

将来の財政運営上、今後高い水準で推移する公債費の負担に備えるため、引き続き、減債基金から一時的に借り入れることはできる限り抑制していく。

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計 画	当 初	検討					
	見 直 し	 毎年度実施					

		17年度～19年度					
実 績		当初予算編成における財源不足を補う対策の一つとしての減債基金からの一時借入については、極力縮小に努めており、20年度当初予算では解消した。しかし、依然として厳しい財政状況が続いていることから、他の基金からの一時借入の解消には至っていない。 （18年度当初予算から減債基金からの全額の借入は行っていない） < 当初予算における減債基金からの借入額 > 17年度 178億円（別途積立停止 281億円）    18年度 283億円    19年度 153億円					